

電子記録債権法施行令案について

1. 施行令案の概要

(1) 第1条関係

電子記録債権法第6条の委任に基づき、電子記録の請求をする場合に電子債権記録機関に提供しなければならない情報の内容を定めるものである。

(2) 第2条～第5条関係

電子記録債権法第48条第2項の委任に基づき、信託の電子記録の記録事項、請求者、請求方法等について定めるものである。

(3) 第6条～第8条関係

電子記録債権法第49条第2項の委任に基づき、強制執行等の電子記録の記録事項、強制執行等の電子記録を削除する旨の変更記録及び仮処分に残れる電子記録の削除について定めるものである。

(4) 第9条・第10条関係

電子記録債権法第50条の委任に基づき、電子記録の訂正等について定めるものである。

(5) 第11条関係

電子記録の囑託について所要の読替えを定めるものである。

(6) 第12条関係

電子記録債権法第53条第1項の委任に基づき、電子債権記録機関の最低資本金、最低純資産の額を5億円と定めるものである。

(7) 第13条関係

電子記録債権法第58条第1項の委任に基づき、同法第62条第2項に規定する口座間送金決済を行う銀行等の範囲について定めるものである。

(8) 第14条・第15条関係

電子記録債権法第92条の委任に基づき、内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任しないもの等について定めるものである。

(9) その他日本銀行法施行令等の所要の規定の整備を行う。

2. 施行時期

電子記録債権法の施行の日